土 木 部 各 課 長 土木部各出先機関長

副知事

委託業務における低入札価格調査制度事務処理要領の修正について(通知)

委託業務低入札価格調査制度事務処理要領については、令和6年3月18日付け5高土政第1437 号副知事通知により通知し、令和6年4月1日から施行することとしていますが、この度、国土 交通省から業務の低入札価格調査基準を改定する旨の通知がありました。

つきましては、下記のとおり修正します。

記

<測量業務>

・諸経費の算入率を0.48から0.50へ修正します。

<地質調査業務>

・諸経費の算入率を0.48から0.50へ修正します。

<土木関係建設コンサルタント業務>

一般管理費等の算入率を0.48から0.50へ修正します。

<補償関係コンサルタント業務>

一般管理費等の算入率を0.45から0.50へ修正します。

各 部 局 長 議会事務局長 公営企業局長 長 報 育 長 縣 本 部 長 監査委員事務局長

副知事

委託業務における低入札価格調査制度事務処理要領の修正について(参考送付)

委託業務低入札価格調査制度事務処理要領については、令和6年3月18日付け5高土政第1437 号副知事通知により通知し、令和6年4月1日から施行することとしていますが、この度、国土 交通省から業務の低入札価格調査基準を改定する旨の通知がありました。

つきましては、下記のとおり修正します。

記

<測量業務>

諸経費の算入率を0.48から0.50へ修正します。

<地質調査業務>

・諸経費の算入率を0.48から0.50へ修正します。

<土木関係建設コンサルタント業務>

一般管理費等の算入率を0.48から0.50へ修正します。

<補償関係コンサルタント業務>

一般管理費等の算入率を0.45から0.50へ修正します。

土 木 部 各 課 長 土木部各出先機関長

副知事

委託業務における低入札価格調査制度事務処理要領の策定について(通知)

このことについて、「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」が改定され、委託業務における一般競争入札を拡大し、総合評価方式を導入することとなるため、「委託業務低入札価格調査制度事務処理要領」を策定しましたので、通知します。

なお、本要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用 します。 各 部 局 長 議会事務局長 公営企業局長 教 育 長 幣 祭 本 部 長 監査委員事務局長

副知事

委託業務における低入札価格調査制度事務処理要領の策定について(参考送付)

このことについて、「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」が改定され、委託業務における一般競争入札を拡大し、総合評価方式を導入することとなるため、「委託業務低入札価格調査制度事務処理要領」を策定しましたので、参考送付します。

なお、本要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用 します。

委託業務低入札価格調査制度事務処理要領

第1 低入札価格調査制度の趣旨

高知県公共工事等契約指針(平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達)第2の2に定義する委託契約に関する業務(以下「委託業務」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき行う調査基準価格(第3を参照。)を下回る価格の入札で請負契約が締結された委託業務(以下「低入札業務」という。)を、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に沿った品質とすることを目的として、本制度を運用する。

各部局は、本制度運用のため低入札価格調査制度審査会(以下「審査会」という。)を設け、落札者の決定等の必要な処理をしなければならない。

ただし、委託業務の発注事業を主管業務とする課室のない部局にあっては、土木部長との協議により、審査会の処理(低入札価格調査を含む。)を土木部に委任することができる。土木部への委任を希望する課室にあっては、事前に土木部土木政策課(契約担当)に相談するとともに、別紙を提出しなければならない。

第2 適用基準

総合評価方式一般競争入札による委託業務は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に基づき 低入札価格調査制度による入札(以下「低入札」という。)とする。

低入札において、調査基準価格を下回る額の入札をした者(以下「低入札者」という。)を低入札 価格調査制度の対象として扱う。

第3 調査基準価格及び失格基準

1 調查基準価格

低入札価格調査制度を適用する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次表に掲げる委託業務の種類に応じ、予定価格算定の基礎となった業務費をもとに算定した①から④までに掲げる額の合計値とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額とする(当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の6に満たない場合は切り上げる。)。

なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いは最低制限 価格に準ずるものとする。

委託業務の種類	①	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて 得た額	_
土木関係建設コ ンサルタント業 務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 5 を 乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	解析等調査業務 費の額に 10 分の 8 を乗じて得た 額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて 得た額
建築関係建設コ ンサルタント業 務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に10分の6を 乗じて得た額	諸経費の額に10 分の6を乗じて 得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 5 を 乗じて得た額

2 失格基準

入札価格が、有効な入札価格(予定価格以下かつ調査基準価格以上である入札価格をいう。以下同じ。)の平均の額の92%に相当する額(以下「失格基準相当額」という。)を下回る場合、当該低入札者は失格とする。有効な入札価格がない場合にあっては、調査基準価格の92%に相当する額を失格基準相当額として扱うものとする。

なお、失格基準相当額を算定する場合においては、1円未満の端数を切り捨てるものとする。 また、失格基準相当額は、入札記録から算定できることから、入札時の公表は行わないものとする。

第4 品質確保評価

1 評価区分

低入札者があった入札においては、入札参加者全員(入札参加申請時に第6の低入札価格調査 (以下「低入札価格調査」という。)を辞退しており、低入札者となったため失格となった者及 び失格基準該当の有無の調査(以下「失格調査」という。)において失格となった者は除く。)に 関して、当該入札価格水準に応じた委託業務の品質確保の実効性を評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な履行が実現されるか、積算内訳書の提出に基づく積算根拠等により評価する。

2 品質確保評価基準

品質確保の実効性の評価基準は別記1のとおりとし、減点指数の合計により、次のとおり「良」、「可」、「不可」の評価を決定する。

減点指数の合計が0のもの	「良」
減点指数の合計が6未満のもの	「可」
減点指数の合計が6以上のもの	「不可」

3 品質確保評価点

品質確保評価点は、第6の4の審査会事務局が第6の2の調査を行ったうえで案を作成し、審 査会が決定する。

(1) 低入札者

低入札者の評価にあたっては、第6の2により提出された資料に基づき次のとおり配点する。 ①総合評価方式一般競争入札

品質確保の実効性 「良」30点 「可」15点 「不可」0点

いずれも、品質確保の実効性の評価が「良」(満点)の場合に、技術評価点の満点相当を品質 確保評価点として配点する。

(2) 低入札者以外の入札参加者

第6の2の資料の提出は求めず、品質確保の実効性の評価は「良」(満点)として配点する。

第5 低入札価格調査制度における入札

低入札者がある入札においては、入札結果を保留とし、失格調査、失格基準に該当しない低入札 者に対する調査(以下「低入札調査」という。)を行う。

第6の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、最低の価格の入札を行った(総合評価 方式一般競争入札においては、評価値が最も高い)者を、事後審査方式による案件においては落札 候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

1 入札公告時の留意点

次の事項を公告文に明示しなければならない。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること、 及び第3の2の内容。
- (2)入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書において、開札の結果自らが低入札者となった場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できること。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札者となった場合は、その時点で失格となること。
- (3) 入札価格が失格基準に該当する低入札者は、失格とすること。
- (4) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、低入札調査に協力するもの とし、低入札調査に関係する資料(以下「低入札調査資料」という。)を提出すること。ただ し、当該低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。
- (5) 落札者は、失格調査及び低入札調査の結果に基づき決定されるもので、入札書記載金額の最 も低い者(総合評価方式にあっては、評価値が最も高い者)が直ちに落札者となるものではな いこと。
- (6) 様式16の特記事項の内容
- 2 電子入札によらない案件における入札開始前の留意点 入札執行者は、入札執行の前に次の事項を説明する。
 - (1) 低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること。
 - (2)入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があった場合には、入札結果を 保留すること。
 - (3)入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、低入札調査に協力すること 及び低入札調査資料を提出期限までに提出すること。ただし、当該低入札者が低入札調査を辞

退することは妨げないこと。

- (4) 低入札価格調査の結果、失格基準に該当する者又は契約を締結することが適当でないと判断された者は、失格となること。
- (5) 低入札調査の結果は、入札参加者全員に通知すること。
- 3 電子入札によらない案件における入札終了時の留意点
 - (1) 低入札者がないときで、予定価格の制限の範囲内で入札した者があるとき 入札参加者に次の事項を告げて、その者のうち最低の価格で入札した者(総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者)を落札者として決定する。
 - ア 落札者の入札金額及びその者の商号又は名称
 - イ 予定価格及び調査基準価格
 - (2) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があったとき 入札参加者に次の事項を告げて入札を終了する。
 - ア 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があったため、入札結果を保留すること。
 - イ 今後、低入札調査を行い、契約内容に適合した履行がなされるか否か調査したうえで落札 決定を行い、入札参加者全員に結果を通知すること。
 - ウ 予定価格、調査基準価格及びすべての低入札者の入札書記載金額並びにその者の商号又は 名称
 - エ 入札価格が失格基準を下回る場合には、失格となること。
 - (3) 調査基準価格を上回る最低同額の入札を行った者が2者以上あるとき(総合評価方式による場合は、調査基準価格を上回る入札を行った者で評価値が最高かつ同点である者が2者以上あるとき)は、すべての低入札者が低入札価格調査で失格となった場合を想定して、落札者とすべき者をあらかじめくじで決定する。

4 入札終了時の入札結果公表等

- (1)入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があった場合の当該入札結果公表は、入札結果を保留したまま、直ちに入札記録は公表する。この場合の入札記録には、落札者の表示はせず、すべての低入札者の金額記載欄の右端に「低入札」と記載する。
- (2) 初度入札で、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るものと調査基準価格を下回るもののみであった場合には、予定価格及び調査基準価格を公表しないものとする。
- (3)入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果、低入札者となった場合は、その時点で指名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、様式1により通知する。

5 落札者決定時の入札結果公表

- (1)低入札価格調査の結果、落札者が決定された場合は、4の入札記録の当該落札者欄の「低入札」 と記載した下段に「※〇/〇落札決定」と記載する(「※〇/〇」には、審査会決定日を記入す ること。)。
- (2)低入札価格調査の結果、失格とされた場合は、4の入札記録における当該失格者欄の「低入札」と記載した下段に「※○/○失格決定・○○入札心得第○条第○項第○号」と記載する(「※○

- /○」には、審査会決定日を記入すること。)。総合評価方式における入札結果についても、同様とする。
- (3) 落札者決定時の入札記録は、これを入札終了時公表の入札記録と差し替えて公表する。

第6 低入札価格調査

1 失格調査

- (1)入札実施機関は、開札のあった日から3日(開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。 閉庁日を含む。)以内に失格調査を行う。
- (2) 失格調査において、失格基準に該当する者は、審査会の審査に付すことなく、指名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、様式1により通知する。

2 低入札調査

- (1) 土木部土木政策課(契約担当)(以下「土木政策課(契約担当)」という。)以外の入札実施機関は、低入札調査を行うときは、様式2により土木政策課(契約担当)に通知しなければならない。
- (2) 低入札者には、誓約書(様式3)及び調査資料(様式4)を3日以内(閉庁日は含まない。) に提出させることとし、様式5により通知する。この場合において、様式は、高知県ホームページ・土木政策課ページから低入札者がダウンロードするものとする。
- (3) 低入札調査は、部局長の判断により、入札実施機関の実施に代えて4に規定する審査会事務局の単独又は入札実施機関と共同で行うこととして差し支えない。
- (4) 失格基準に該当しない低入札者は、(2) の提出期限までに、辞退書(様式5の2) により低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- (5) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。 この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、審査会の審査にも付さないものとし、①に該 当するときは、当該低入札者は指名停止を伴わない失格とする。
 - ① (4)により辞退書(様式5の2)を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合
 - ② 当該低入札者の品質確保の実効性評価基準の8「業務工程管理上支障が生じるおそれがある その他、業務履行上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなとき
- (6) 低入札調査の内容は次のとおりとし、低入札調査資料の徴取及び事情聴取を行う。
 - ① 当該価格により入札した理由(数的根拠を含めて示した資料)
 - ② 入札価格の積算内訳書(直接人件費、各種経費、諸経費等の明細を示した資料及び根拠資料)
 - ③ 当該契約の履行体制(業務計画書、業務工程表、業務組織図、業務従事者一覧)
 - ④ 手持業務等の状況(履行中の業務の内容及び工程表、各業務の履行体制を示した資料)
 - ⑤ 配置予定技術者名簿(経歴、保有資格、従事実績、手持ち業務の状況、当該業務に専任可能 なことを示した資料)
 - ⑤ 手持機械等の状況(保有又はリース機械等、定期点検結果、稼働状況を示した資料)
 - ⑦ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者(TECRIS登録内容確認書の写し、業務契約書、仕様書、図面、合格通知等の履行したことを示した資料)
 - ⑧ 直前3か年の事業(営業)年度に係る計算書類(決算書、財務諸表)

- ⑨ 管理技術者の専任配置誓約書(誓約書)(様式17)
- ⑩ 第三者照査概要書(第三者照査者(当該公告(共通事項)に示す入札参加資格を満たす者、かつ「工事の発注にあたっての建設業者の選定方法等について」(平成31年3月29日付け30高土政第1462号土木部長通知)における人的、資本関係のない者)、配置技術者、照査項目、照査対象、照査方法、報告時期を示した資料)
- ⑪ 確約書 (第三者照査の確約を示した資料) (様式18)
- ② その他必要な事項(その他必要と判断される資料等)
- (7) 調査結果は低入札審査表(様式6)にとりまとめ、審査会の審査に付する。
- 3 品質確保評価

第4により決定する。

4 審査会の審査

- (1)審査会は、部局ごとに入札実施機関とは別に審査会事務局を設け、審査会事務局がその庶務 を担当する。ただし、土木部における審査会事務局は、土木政策課(契約担当)に置く。
- (2)審査会は、低入札調査が2の(5)の規定により中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第7に基づき失格を決定する。
- (3) 品質確保評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いて入札書記載金額の最も低い者(総合評価方式にあっては、評価値が最も高い者)を、事後審査方式による案件においては落札者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。
- (4)審査会事務局は、審査の結果について次により通知する。
 - ① 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査 方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式7により、その他の入札参加者 には様式8により通知する。
 - ② 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式9によりその旨を通知する。

低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最低の価格(総合評価方式による場合は、最高の評価値)で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。

- ③ 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式10によりその旨を通知する。
- ④ 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式11により閲覧に付して公表する。併せて、 審査結果については、各部局の審査会事務局は、様式12により土木政策課(契約担当)に(土 木政策課(契約担当)が事務局である場合を除く。以下様式12について同じ。)、様式13によ り入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない。
- ⑤ 事後審査方式による案件において、①又は②の後段に規定する者がある場合には、各部局の 審査会事務局はその審査結果を様式12により土木政策課(契約担当)に、様式13により入札実 施機関にそれぞれ通知しなければならない。入札実施機関においては当該者を落札候補者とし

て選定し、入札参加資格及び総合評価方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行 う。落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。

第7 低入札価格調査制度審査会における審査基準

1 指名停止措置を伴う失格

審査会の審査の結果、(1)から(7)までのいずれかに該当するとされた場合は失格とし、 その者を高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措 置要綱」という。)の定めるところにより指名停止とする(指名停止措置は、土木部土木政策課 (建設業振興担当)が行う。)。

共同企業体による入札参加において、(1)から(7)までのいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが(6)及び(7)のいずれかに該当する場合は、指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。

- (1) 第6の2の(4) の規定による辞退書(様式5の2) の提出がない場合であって、理由なく 期日までに低入札調査資料の提出がないとき(誓約書、添付すべき資料の添付がない場合又は 添付すべき資料が不足する場合を含む。) 又は事情徴取に応じないとき。
- (2) 積算内訳書において、設計図書と異なる仕様で経費が計上されているとき。
- (3) 積算内訳書において、設計図書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。
- (4) 積算内訳書において、直接人件費等の各経費の合計又はすべての経費の合計が誤っているとき。
- (5) 積算内訳書において、直接人件費等の経費の積算が項目別に行われていないとき。
- (6) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断されるとき。
- (7) その他、適正な契約の履行が行われないおそれがあると認められるとき(低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は県の契約の相手方とすることが著しく不適当であると判断された場合を含む。)。

2 指名停止措置を伴わない失格

審査会の審査の結果、次のいずれかに該当するとされたときは失格とするが、指名停止措置は 行わない。

- (1) 入札価格が、失格基準に該当するとき。
- (2)低入札調査中に指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号)による措置 を受けたとき。
- (3) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって 提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の委託業務の競争入札の配置予定技 術者として届け出て、その委託業務を落札したことの届出書(様式14)が提出されたとき。

3 失格となった場合の通知

1又は2のいずれかに該当し失格となった場合は、審査会事務局(土木部の審査会事務局を除

く。)は、直ちに様式15により土木政策課(契約担当)に通知しなければならない。

第8 低入札業務契約書の取扱い

低入札者と契約締結をする場合は、次の各号に揚げる事項を条件とし、業務委託契約書(以下「契約書」という。)に特記事項(様式16)として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1)契約の保証の額は、業務委託料の通常10分の1以上が10分の3以上となること。(免除不可)
- (2) 前金払の額は、業務委託料の通常10分の3以内が100分の15以内となること。
- (3) 管理技術者を専任(他の管理技術者、照査技術者、担当技術者との兼務は不可)で配置しなければならないこと。
- (4) 契約不適合による履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求ができる時期は、通常 3年以内が6年以内(建築関係コンサルタント業務は通常2年以内が4年以内)となること。
- (5) 契約解除に伴う違約金の額は、業務委託料の通常10分の1が10分の3となること。
- (6) 所定の要件を満たす第三者による委託業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならないこと。(建築関係建設コンサルタント業務は除く)

第9 その他

- 1 低入札価格調査制度事務のフローチャート 低入札価格調査制度の取扱い事務の流れを図式化すれば、別記2のとおりである。
- 2 委託業務総合評価方式の事務処理フローチャート 電子入札案件における委託業務総合評価方式の事務処理の流れ(土木事務所案件の場合)を 図式化すれば、別記3のとおりである。

3 施行時期

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

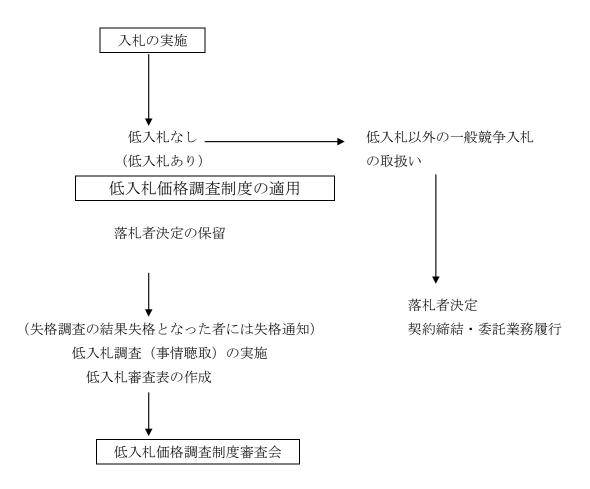
別記1

品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減	点
	指	数
1 積算内訳書の根拠となる見積書又は積算内訳書の提出がないもの(積算項	6	
目が不足する場合を含む。)又は積算根拠が不明なもの		
2 積算内訳書の内容と積算根拠が一致しない積算があるもの	6	
3 設計図書と異なる内容で経費が計上されているもの	6	
4 業務の再委託があるもの	6	
5 業務内容ごとの積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確	4	
認できたもの		
6 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあ	4	
るもの(項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。)		
7 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあ	2	
るもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)		
8 業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何らかの問	2	
題があると認められるもの		

- ※3、6、7については、当該入札に係る設計図書及び高知県土木部の「設計および測量・調査業務積算資料 (設計業務等標準積算基準書)」に基づき、評価する。
- ※8は、低入札調査の実施によって低入札でない委託業務に比べて契約締結日が遅れる場合、積算内訳書において法定福利費が計上されていない場合等に該当し、減点する。

委託業務低入札価格調査制度取扱い事務の流れ

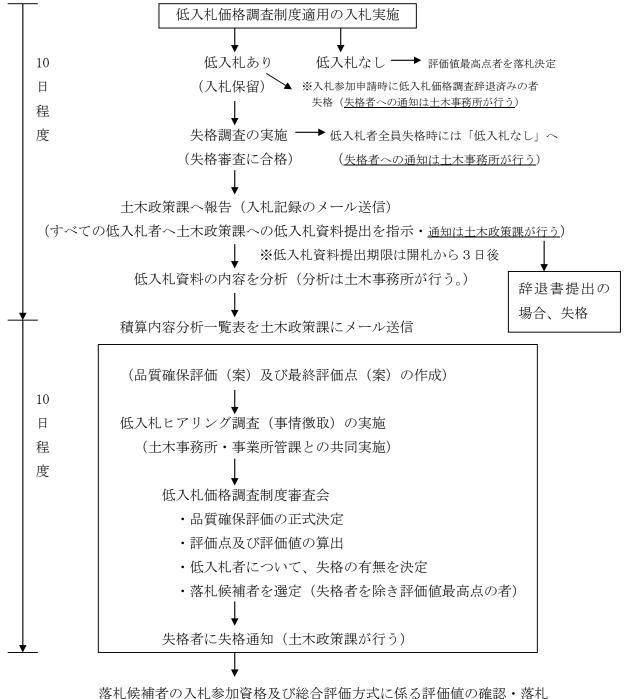


審査会において低入札委託業務の適正の判断 (落札決定・契約締結・低入札審査表の公表) 低入札委託業務履行

- ・管理技術者の専任
- ・履行の遅延が確認された場合の成績評定の減点

委託業務完成・完了検査・納品(引渡し)

土木事務所における委託業務総合評価方式の事務処理フロー



落札候補者の入札参加資格及び総合評価方式に係る評価値の確認・落札 者決定・落札決定通知・入札結果通知(土木事務所が行う。)

- 注 1 □枠内は土木政策課の担当業務であること。
 - 2 土木部以外の部局にあっては、土木政策課は事業所管課に読み替えること。

別紙

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

土木部長 様

○○○○部局長

委託業務低入札価格調査制度事務処理の委任について

下記の案件について、委託業務低入札価格調査制度事務処理要領第1ただし書の規定による委任及 び当該入札の実施を依頼したいので、よろしくお願いします。

- 1 委託業務名及び委託業務番号
- 2 入札実施希望時期

- 注 1 入札実施まで依頼しない場合には、本文記載からその旨省略する。
 - 2 入札実施希望時期は、希望する月の上旬、中旬、下旬のいずれかを記載する。

様式1 (入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している場合の失格)

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

高知県知事

入札失格通知書

下記の委託業務の入札について、あなたは、入札参加申請時に一般競争入札参加資格確認申請書において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は低入札価格調査(失格調査及び低入札調査)を 受けることを辞退されております。

開札の結果、あなたは調査基準価格を下回る価格で入札されており、失格としたので通知します。

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名

様式1 (失格調査による失格)

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

高知県知事

入札失格通知書

低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の委託業務の入札については、失格調査の 結果、失格基準に該当するため、失格としたので通知します。

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 該当する失格基準 入札金額○○○円(失格基準相当額92%(又は調査基準価格の92%)○○○○円)

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

土木政策課長 様

各入札実施機関の長

低入札調査の実施について

下記のとおり低入札調査を行う予定ですので、報告します。

記

1 委託業務名及び委託業務番号

委託業務 (第号)

- 2 委託業務の概要
- 3 委託業務低入札価格調査制度による入札の実施年月日 令和 年 月 日
- 4 低入札調查実施予定
- (1) 調查対象事業者名
- (2)調査実施年月日令和 年 月 日
- (3)添付書類 入札記録

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

土木政策課長 様

各入札実施機関の長

低入札調査の実施について (依頼)

下記のとおり低入札調査が必要となりましたので、調査の実施をお願いします。

記

1 委託業務名及び委託業務番号

委託業務 (第号)

- 2 委託業務の概要
- 3 委託業務低入札価格調査制度による入札の実施年月日 令和 年 月 日
- 4 低入札価格調査該当状況
- (1)調查対象事業者名
- (2)調査実施年月日令和 年 月 日
- (3) 添付書類 入札記録
- 注 本書提出前に、第6の2の調査の必要性が生じた時点で直ちに電話連絡すること。

令和 年 月 日

高知県知事様

商号又は名称 代表者職氏名

囙

誓約書

令和 年 月 日に行われた 委託業務 (第 号)の入札において委託業務低入札価格調査制度事務処理要領第6の2に規定する低入札者調査対象者となりましたが、今後低入札調査を経て落札決定を受け、委託業務を適正なものとして履行完了させるため、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 低入札調査の実施に協力すること。
- 2 委託業務の履行に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑業務は行わないこと。
- 3 委託業務経費に不足が生じる場合には自らの負担により補てんし、業務関係業者等への圧迫、し わ寄せは行わないこと。

注 本書は、低入札調査時に調査資料と併せて提出させること。

委託業務低入札価格調査制度に基づく調査資料

商号又は名称

代表者職氏名

印

- 1 当該価格により入札した理由
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 経費削減が図られた理由 (注) 具体的に記入すること。
 - (3) 契約の保証(業務委託料の10分の3以上)方法
- 2 入札価格の積算内訳書
 - (1) 入札価格に対応する積算内訳書
 - (注) 委託費内訳書、明細表、単価表ごとに、自社の様式または金抜設計書に金額を記入した ものを作成すること。
 - (注) 積算内訳は必ず積上げで算出し、明細表等により積上げの内容、数量、単価等がわかる ものを作成すること。諸経費については、一式計上は認めず、個々の項目別経費を積み 上げること。
- 3 当該契約の履行体制
 - (1) 業務計画書
 - (2) 業務工程表
 - (3) 業務組織図
 - (4) 業務従事者一覧
- 4 手持業務等の状況
 - (1) 履行中の業務の内容及び工程表

発注者名	業務名	業務番号	契約金額	履行期間	履行場所	管理技術者	業務内容

- (2) 各業務の履行体制を示した資料
- 5 配置予定技術者名簿
 - (1) 経歴
 - (2) 保有資格
 - (3) 従事実績
 - (4) 手持ち業務の状況
 - (5) 当該業務に専任可能なことを示した資料

6 手持機械等の状況

用途	機械名(規格・形式)	台数	調達方法	調達先名	点検状況	稼働状況

[※]保有又はリース機械等の定期点検結果、稼働状況を示した資料を添付。

- 7 過去において受注又は履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
 - (1) 過去3か年に受注又は履行した同種又は類似の業務

発注者名	業務名	業務番号	契約金額	履行期間	履行場所	管理技術者	業務内容

- ※TECRIS登録内容確認書の写し、業務契約書、仕様書、図面、合格通知等の履行したことを示した資料を添付。
- 8 直前3か年の事業(営業)年度に係る計算書類
 - (1) 決算書
 - (2) 財務諸表
- 9 管理技術者の専任配置誓約書 別紙のとおり
- 10 第三者照查概要書
 - (1) 第三者照査者の予定(当該公告(共通事項)に示す入札参加資格を満たす者、かつ「工事の 発注にあたっての建設業者の選定方法等について」(平成31年3月29日付け30高土政第1462 号土木部長通知)における人的、資本関係のない者)
 - ・ 商号又は名称
 - 代表者職氏名
 - 入札参加資格を満たす根拠資料
 - (2) 配置予定技術者(当該公告(個別事項)に示す入札参加資格を満たす者)
 - ・氏名
 - 生年月日
 - 保有資格
 - ・雇用年月日
 - (3) 照查方法

種別	照査項目	照査対象	照査方法	報告時期

11 確約書 (第三者照査の確約を示した資料) 別紙のとおり

12 その他必要な事項(その他必要と判断される資料等)

13 入札価格決定の妥当性

「別紙のとおり」と記入し、入札価格決定に際しての、組織的意思決定を示す挙証資料(取締役会議事録の写し等)を添付すること。

(注) 本調査資料の作成及び提出にあたっては、委託業務低入札価格調査制度事務処理要領等についての通知を熟読のこと。

様式5

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

高知県○○部長 印

委託業務低入札価格調査制度に基づく事情聴取の実施について

令和 年 月 日に入札を行った下記1の委託業務の低入札調査事情聴取を下記2以下のとおり実施しますので、令和 年 月 日までに誓約書及び低入札価格調査制度に基づく調査資料等を提出するとともに、事情聴取当日は代表取締役又はこれに準ずる地位にあたる使用人が出席してください。

記

- 1 委託業務番号、委託業務名
- 2 調査日時、場所
- 3 調查事項
 - (1) 当該価格により入札した理由
 - (2) 入札価格の積算内訳書の内容
 - (3) 当該契約の履行体制
 - (4) 手持業務等の状況
 - (5) 配置予定技術者
 - (6) 手持機械等の状況
 - (7) 過去において受注又は履行した同種又は類似の業務の内容
 - (8) 直前3か年の事業(営業)年度に係る計算書類の内容
 - (9) 管理技術者の専任配置誓約書の内容
 - (10) 第三者照査概要書の内容
 - (11) 確約書の内容
 - (12) その他の必要な事項
- 4 調查担当者

○○部○○課

職・氏名

TEL

注 提出資料の提出期限は、開札後3日(閉庁日を含まない。)とする。

令和 年 月 日

高知県知事 様

商号又は名称 代表者職氏名

囙

辞退書

令和 年 月 日に行われた

委託業務 (第号)

の入札において委託業務低入札価格調査制度事務処理要領第6の2に規定する低入札調査対象者となりましたが、低入札調査を受け、当該委託業務の落札者となることを辞退いたします。

低入札審查表

1 概要

委託業務名	
(委託業務番号)	
履行場所	
入札日 (事情聴取日)	
調査対象者	
住所・商号	
事情聴取に出席した	
調査対象者の役職・氏名	
調査実施者	
所属・氏名	

2 入札記録

3 調査項目の確認内容と結果

調査項目	確認内容	結果
(1) 当該価格により入札した理由		
(2) 入札価格の積算内訳書の内容		
(3) 当該契約の履行体制		
(4) 手持業務等の状況		
(5)配置予定技術者		
(6) 手持機械等の状況		
(7)過去において受注又は履行した同種又は類似の業務の内容		
(8) 直前3か年の事業(営業)年度に係る計算書類の内容		
(9) 管理技術者の専任配置誓約書の内容		
(10) 第三者照査概要書の内容		
(11) 確約書の内容		
(12) その他の必要な事項		

^{*} 必要に応じて、調査資料及び事情聴取等により作成した資料を添付する。

4 調査実施者の所見

5	審査会の判断	

	H 11.4	45 1.31 9 1				
ĺ		契約の内	宮容に適合	合した履行がされると認める。		
		契約の内	羽容に適合	合した履行がされないおそれがあると認める。		
	(理	里由)				
		年 月	日	審査会会長	印	

様式6作成時の留意点

- 第1 調査表及び添付資料には、すべてページ番号を付する。
- 第2 「3 調査項目の確認内容と結果」のうち添付資料がある場合については、「確認内容」欄には 当該添付資料のページ番号を記載し、(8) は調査対象者の財務上の問題の有無、(12) は指名停止 の有無、建設業法違反の有無、賃金不払いの有無(いずれも土木政策課(契約担当)及び(建設業 振興担当)から確認する。) について記載する。

「結果」欄には、事務局としての「適」又は「否」の判断を記載する。

- 第3 「4 調査実施者の所見」には、(1)低入札率(入札価格/税抜委託対象金額)、(2)積算内 訳書の各項目の考察として、所見をそれぞれ記載する。
- 第4 「5 審査会の判断」の後に次の審査参考事項を追加記載する。主に、様式4にかかる各項目の所見について、参考事項(提出資料の分析結果、ヒアリング内容や状況等の説明)を記載する。
- 第5 審査会での審査は、調査対象者の積算内容に妥当性があり、品質、安全確保がされ粗雑業務となるおそれはないか、調査対象者の経営を圧迫する懸念はないかがポイントであり、審査会事務局はこのポイントを外さないようにして、審査、協議に入る前に委員に簡潔な説明を行う。

様式7

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

高 知 県 知 事 印

落札決定通知書

委託業務低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の委託業務の入札については、調査の結果あなたを落札者とすることに決定したので通知します。

つきましては、令和 年 月 日までに契約書(案)を提出してください。

(なお、あなたの品質確保評価は、別紙のとおりです。)

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 契約担当者
 ○○事務所○○課
 職・氏名
 TEL
- 注 1 契約書の提出期限は、落札決定の日から14日以内(閉庁日を含む。)とすること。
 - 2 ()は、低入札者である場合に記載すること。

品質確保評価結果一覧表

ᆀᄼᅩᅥᄼ		
業者名		
* 1111		

1 品質確保の実効性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算内訳書の根拠となる見積書又は積算内訳書の提出がないもの (積算項目が不足する場合を含む。)又は積算根拠が不明なもの	6	
2 積算内訳書の内容と積算根拠が一致しない積算があるもの	6	
3 設計図書と異なる内容で経費が計上されているもの	6	
4 業務の再委託があるもの	6	
5 業務内容ごとの積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根 拠が確認できたもの	4	
6 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のも のがあるもの(項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。)	4	
7 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	2	
8 業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何ら かの問題があると認められるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	В

評価 「良」=減点指数合計0 「可」=減点指数合計6未満 「不可」=減点指数合計6以上

2 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
 - 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
 - 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式8

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

高 知 県 知 事 印

入札結果通知書

委託業務低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の委託業務の入札については、令和 年 月 日付けで下記のとおり決定したので、通知します。

入札記録については、入札情報システムで確認してください。 (なお、あなたの品質確保評価は、別紙のとおりです。)

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 落札者名
- 4 落札金額

注()は、低入札者である場合に記載すること。

品質確保評価結果一覧表

ᆀᄼᅩᅥᄼ		
業者名		
* 1111		

1 品質確保の実効性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算内訳書の根拠となる見積書又は積算内訳書の提出がないもの (積算項目が不足する場合を含む。)又は積算根拠が不明なもの	6	
2 積算内訳書の内容と積算根拠が一致しない積算があるもの	6	
3 設計図書と異なる内容で経費が計上されているもの	6	
4 業務の再委託があるもの	6	
5 業務内容ごとの積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根 拠が確認できたもの	4	
6 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のも のがあるもの(項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。)	4	
7 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	2	
8 業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何ら かの問題があると認められるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	В

評価 「良」=減点指数合計0 「可」=減点指数合計6未満 「不可」=減点指数合計6以上

2 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
 - 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
 - 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

高 知 県 知 事 印

低入札審查失格通知書

委託業務低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の委託業務の入札については、審査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、失格と決定されたのでお知らせします。

なお、あなたの品質確保評価は、別紙のとおりです。

記

- 1 入札日時
- 2 委託業務番号
- 3 委託業務名
- 4 失格理由

注 失格理由は、第7の1又は2のうちの該当項目及びその該当事由を明記すること。

品質確保評価結果一覧表

業者名	
<u> </u>	

1 品質確保の実効性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算内訳書の根拠となる見積書又は積算内訳書の提出がないもの (積算項目が不足する場合を含む。)又は積算根拠が不明なもの	6	
2 積算内訳書の内容と積算根拠が一致しない積算があるもの	6	
3 設計図書と異なる内容で経費が計上されているもの	6	
4 業務の再委託があるもの	6	
5 業務内容ごとの積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根 拠が確認できたもの	4	
6 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のも のがあるもの(項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。)	4	
7 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	2	
8 業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何ら かの問題があると認められるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	В

評価 「良」=減点指数合計0 「可」=減点指数合計6未満 「不可」=減点指数合計6以上

2 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
 - 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
 - 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式10

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

高 知 県 知 事 印

入札中止通知書

調査基準価格を下回る入札が行われたため入札結果を保留していた下記委託業務の入札については、 審査の結果すべての低入札者を失格としたので、中止とします。

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名

様式11

委託業務低入札価格調査制度に基づく審査結果書(公表用)

1 概要

委託業務名	
(委託業務番号)	
履行場所	
入札日 (事情聴取日)	
調査対象者	
住所・商号	
事情聴取に出席した	
調査対象者の役職・氏名	
調査実施者	
所属・氏名	

2 入札記録

3 調査項目の確認内容と結果

調査項目	確認内容	結果
(1) 当該価格により入札した理由		
(2) 入札価格の積算内訳書の内容		
(3) 当該契約の履行体制		
(4) 手持業務等の状況		
(5) 配置予定技術者		
(6) 手持機械等の状況		
(7) 過去において受注又は履行した同種又は類似の業務の内容		
(8) 直前3か年の事業(営業)年度に係る計算書類の内容		
(9) 管理技術者の専任配置誓約書の内容		
(10) 第三者照査概要書の内容		
(11) 確約書の内容		
(12) その他の必要な事項		

4 審査会の判断

	契約の内	P容に適合した履行がされると認める。	
	□ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。		
(理:	曲)		
4	年 月	日	

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

土木政策課長 様

○○課(室)長

低入札調査の結果について

令和 年 月 日に低入札調査を行った下記委託業務についての審査結果は、別添のとおりです。

- 1 委託業務名及び委託業務番号委託業務(第 号)
- 2 低入札価格調査制度による入札の実施年月日 令和 年 月 日

- 注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。
 - 2 公表用の低入札審査表を添付すること。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

入札実施機関の長 様

○○課(室)長

低入札調査の結果について

令和 年 月 日に低入札調査を行った下記委託業務についての審査結果は、別添のとおりです。

- 1 委託業務名及び委託業務番号委託業務(第 号)
- 2 低入札価格調査制度による入札の実施年月日 令和 年 月 日

- 注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。
 - 2 公表用の低入札審査表を添付すること。

様式14

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

高知県知事様

商号又は名称 代表者職氏名 印

配置予定技術者の別委託業務への配置に関する届出書

委託業務低入札価格調査制度適用となり入札結果を保留された下記の委託業務について、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の委託業務の配置予定技術者として競争入札に参加し、その委託業務を落札したことから、技術者を配置することができなくなったので届け出ます。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 入札目
- 4 入札書記載金額
- 5 配置予定技術者氏名

<落札した委託業務の内容> 発注機関名 委託業務名 入 札 日

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

土木政策課長 様

○○課(室)長

委託業務低入札価格調査制度に基づく失格者について(通知)

委託業務低入札価格調査制度により入札結果を保留していた入札について、審査の結果、下記の入 札者を失格として落札者としないこととしましたので、低入札価格調査制度事務処理要領第7の3の 規定により通知します。

- 1 失格者名及び代表者名
- 2 委託業務名及び委託業務番号委託業務(第 号)
- 3 失格理由
 - (1) 失格該当項目 委託業務低入札価格調査制度事務処理要領第7の1第 号
 - (2) 失格となった具体的な事由

- 注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。
 - 2 公表用の低入札審査表を添付すること。

委託業務低入札価格調査制度に基づく特記事項

- 1 本契約においては、別添土木設計等業務委託契約書を次のように読み替えるものとする。
- (1) 第3条関係

第3項中「業務委託料の10分の1以上」を「業務委託料の10分の3以上」に読み替える。 第7項中「業務委託料の10分の1」を「業務委託料の10分の3」に読み替える。

(2) 第34条関係

第1項中「業務委託料の10分の3以内」を「業務委託料の100分の15以内」に読み替える。 第4項中「業務委託料の10分の3」を「業務委託料の100分の15」に読み替える。

第5項中「業務委託料の10分の4」を「業務委託料の10分の2」に読み替える。

(3) 第51条関係

第2項中「業務委託料の10分の1」を「業務委託料の10分の3」に読み替える。

(4) 第53条関係

第1項中「引渡しを受けた日から3年以内」を「引渡しを受けた日から6年以内」に読み替える。

- 2 契約書第9条に定める管理技術者は、専任で配置しなければならない。
- 3 所定の要件を満たす第三者による委託業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならない。

※建築設計業務委託契約書等においては、適宜、必要条項を読み替えること。

様式17

令和 年 月 日

高知県知事

様

商号又は名称 代表者職氏名

印

誓 約 書

令和 年 月 日に行われた 委託業務 (第 号)の入札において委託業務低入札価格調査制度事務処理要領第6の2に規定する低入札者調査対象者となりましたが、今後低入札調査を経て落札決定を受け、委託業務を適正なものとして履行完了させるため、下記の者を管理技術者として専任配置することを誓約します。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 保有資格
- 4 雇用年月日
- 5 遵守事項
 - (1) 上記委託業務の履行期間中は他のいかなる業務(管理技術者、担当技術者、照査技術者) も 従事しません。
 - (2) 既に従事している業務(管理技術者、担当技術者、照査技術者)について、上記委託業務の 履行期間中は従事から外れます。
 - (3) 管理技術者は、原則、変更しません。
 - (4) 技術者専任に関して違反が明らかになった場合は、不誠実な行為として指名停止等のいかなる措置も受けます。
- 注 1 本書は、低入札調査時に調査資料と併せて提出すること。
 - 2 既に従事している業務がある場合には、一覧を添付すること。
 - 3 配置予定技術者を複数提出している場合は、それぞれ提出すること。

様式18

令和 年 月 日

高知県知事様

第三者照査実施予定者 商号又は名称 代表者職氏名

印

確 約 書

令和 年 月 日に行われた 委託業務 (第 号)の入 札において委託業務低入札価格調査制度事務処理要領第6の2に規定する低入札者調査対象者となっ た が契約した場合、第三者照査業務をお請けします。

なお、当社(者)が実施した当該業務に係る第三者照査業務に関し、業務完了後に成果物の瑕疵等が発覚した場合、不利益となるいかなる措置を受けることについて異存ありません。

注 本書は、低入札調査時に調査資料と併せて提出すること。